

[重要なお知らせ]投票所入場券ハガキの配布は2月2日(月)から2月3日(火)です。

通常、投票所入場券ハガキは、選挙の告示日前後に配布をさせていただいておりますが、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査では、衆議院の解散から告示日までの日にちが短く、お手元に届くのは2月2日(月曜日)から2月3日(水)となります。
期日前投票は1月28日(水曜日)から始まりますが、お手元に入場券ハガキが無くても、選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

ただし

期日前投票所を利用する場合は「期日前投票宣誓書」を、当日投票所を利用する場合は「投票用紙等請求書兼宣誓書」を記入していただく必要があります。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の投票は、2月1日からとなりますのでご注意ください。